

自転車に乗った時から運転者

交通ルールとマナーを遵守し、事故防止を

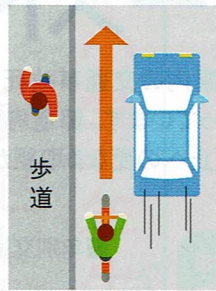
自転車は道路交通法では自動車と同じ「車の仲間」です。通行は原則として車道となり、車と同様の交通ルールの遵守が求められます。自らの事故被害を防ぐとともに、加害者にもなりうることも認識し、交通事故防止に努めましょう。

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外として次の場合は歩道を通行できます。

- 道路標識等で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- 車道や交通の状況からみてやむを得ない場合



② 車道は左側を通行 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

飲酒運転や二人乗り、並進は禁止。また、運転中の携帯電話や大音量でのイヤホンの使用、傘さし運転なども禁止。

⑤ 子供はヘルメットを着用



TSマーク

自転車は点検・整備を受けると、TSマーク保険が付いてきます

TSマークは年1回、公益財団法人日本交通管理技術協会認定の自転車安全整備士のいる自転車店で点検・整備を受けると、自転車に貼られるマークです。TSマークを貼った自転車には下記の保険が付いています。

TSマーク



セフティちゃん

■TSマーク(赤色)保険の補償内容

賠償責任補償 (事故相手を補償)	死亡、重度後遺障害(1~7級) 限度額1億円
被害者見舞金	傷害入院加療(15日以上) 一律10万円
傷害補償 (運転者・同乗者)	死亡、重度後遺障害(1~4級) 一律100万円 傷害入院加療(15日以上) 一律10万円

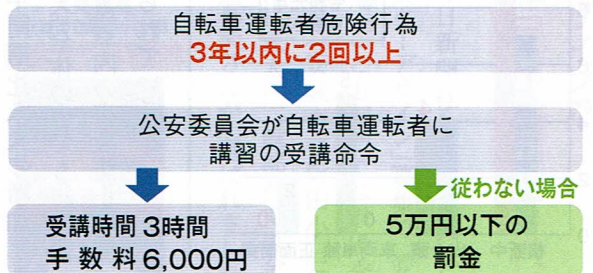
自転車を運転して危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習制度」が適用されます

講習につながる自転車の危険行為

- 信号無視 ● 一時不停止 ● 酒酔い運転
- 安全運転義務違反 (傘さしや携帯電話使用での事故)
- 歩道での義務違反(徐行しないなど) など14類型が定められています。



自転車運転者講習制度のながれ



自転車安全教育指導員講習会を5月に開催

当協会と愛知県自転車安全教育推進委員会は、五月二十四日(日)、自転車安全教育指導員講習会を、あいち自動車学校(名古屋市中北区)で開催します。

この講習会は、県内の各地域(地区)交通安全協会職員、交通指導員、市町村職員、小中学校教員、自転車販売関係者などから指導力に優れ、交通安全教育活動に協力できる人から募集して行います。

受講者には後日、自転車安全教育推進委員会から「認定証」と指導員バッジが交付されます。講習会の募集については、後日通知します。